

☆ 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）へのマイナンバーの記載について

地方税法施行規則第 2 条の改正(平成 30 年1月1日施行)に伴い、特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の送付については当分の間、

- ① 書面で送付する場合には納税義務者のマイナンバー(個人番号)を記載しない
- ② 電子データで送付する場合は納税義務者のマイナンバー(個人番号)を表示することとされました。

この改正に伴い、神戸市においても**書面で送付する場合にはマイナンバーを記載せず、電子データには、原則マイナンバーを表示します。**

なお、表示するマイナンバーは神戸市において、その正確性が確認できたものとなりますので、住民票が神戸市にない等の理由により、確認作業ができていないものについては、blankとなります。